

参考資料 1

令和7年度大学ポートレート
ステークホルダー・ボード
令和7年12月9日

大学ポートレートステークホルダー・ボード設置要項（抄）

平成26年10月1日
大学ポートレート運営会議決定
最終改正 令和6年8月29日

（目的）

第2条 ステークホルダー・ボードは、大学ポートレート運営会議（以下「運営会議」という。）において大学ポートレートの運営の改善に向けた議論をするに当たり、運営会議に対しステークホルダーの立場から意見又は評価を述べる。

（組織）

第3条 ステークホルダー・ボードの委員は8名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 高等学校等の学校関係者
 - 二 産業界関係者
 - 三 大学における教育情報の公表・活用等に関し識見を有する者
- 2 委員は、運営会議の意見を聴いて、運営会議の議長（以下、「議長」という。）が指名する。
- 3 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

（主査等）

第4条 ステークホルダー・ボードに主査を置き、議長が指名する。

- 2 主査は、ステークホルダー・ボードで出された意見又は評価を運営会議に報告する。
- 3 ステークホルダー・ボードに主査代理を置き、委員のうちから主査が指名する。
- 4 主査代理は主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

（議事）

第5条 ステークホルダー・ボードは、運営会議の求めに応じて主査が招集し意見又は評価を述べる。

- 2 主査は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 ステークホルダー・ボードは、原則として公開とする。